

議第189号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項第1号ウ中「警報発令下」を「警報もしくは同令第5条の規定に基づく特別警報の発令下」に、「注意報発令下」を「同令第4条の規定に基づく注意報の発令下」に改める。

第37条第1項第2号イおよび第2項第2号中「間で」の右に「気象業務法施行令第4条の規定に基づく」を、「発令下」の右に「または同令第5条の規定に基づく暴風雪特別警報もしくは大雪特別警報の発令下」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成25年8月30日から適用する。